

2019年2月5日

逗子市

上場株式等に係る配当所得等に対する個人住民税 (市民税・県民税)の課税誤りについて

●原因及び経過

平成15年の地方税法関係規定の創設により、平成17年度以降は、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除等（以下「上場株式等に係る配当所得等」といいます。）に関する確定申告書が、市民税・県民税納税通知書送達後に提出された場合には、上場株式等に係る配当所得等を個人住民税の税額算定に算入しないこととされました。

しかし、納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合にも、申告内容に基づいて上場株式等に係る配当所得等を税額算定に算入するものとして、誤った課税をしていました。

このたび、東京都、神奈川県などの市区町村で課税誤りがあったことから、本市の状況を確認したところ、同様の誤りがあることが判明したものです。

●対象者等

市民税・県民税納税通知書送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出した方が対象となります。

・税額等が増額となるもの 12件（10名） 515,335円

・税額等が減額となるもの 13件（11名） 399,200円

※地方税法第17条の5の規定により、増額は過去3年度分（平成28年度から30年度まで）、減額は過去5年度分（平成26年度から30年度まで）が対象となります。

●今後の対応

該当の方には、個別にご連絡をしたうえで、お詫びの文書及び税額変更の通知書とともに、増額となる方には納付書を、減額となる方には還付に関する通知書等を送付します。

また、税額等の変更に伴い、国民健康保険料や介護保険料などに影響が生じる場合がありますので、担当課と調整の上で速やかに対応してまいります。

●再発防止に向けて

税制改正に伴う事務処理方法の変更、法令等の解釈に当たっては、関係機関等への照会や情報交換など誤りのないよう万全を期すとともに、職員の専門知識の習熟に努め、法令に基づく適正な課税事務の執行を徹底してまいります。

本件に関するお問い合わせ先：

総務部課税課市民税係 山田・小幡

電話：046-873-1111 内線370・371